日本私立大学協会 私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版> 「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人北海学園
②設置大学名称	北海学園大学
③担当部署	本部事務局総務部総務課
④問合せ先	011-841-1161
⑤点検結果の確定日	令和7年9月29日
⑥点検結果の公表日	令和7年9月30日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.hokkai-t- u.ac.jp/disclosure/governance-code/
⑧本協会による公表	●承諾する ○ 否認する

【備考欄】

様式 I

I-I.「基本原則」及び「原則」の遵守(実施)状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保(特色ある運営)	\circ
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	0
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	0
基本原則2 公共性・社会性の確保(社会貢献)	0
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	0
原則2-2 多様性への対応	0
基本原則3 安定性・継続性の確保(学校法人運営の基本)	0
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	0
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	0
原則3-4 危機管理体制の確立	0
基本原則4 透明性・信頼性の確保(情報公開)	0
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	0

Ⅰ-Ⅱ. 遵守(実施)していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ-Ⅲ. 遵守(実施)していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ-I.「原則」の遵守(実施)状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

原則・一・ 建子の相が	中寺の基本理念に基づく教子連呂体制の唯立
実施項目1-1①	説明
建学の精神等の基本	建学の精神及び使命・目的について、本学ウェブサイト
理念及び教育目的の	に掲載して、広く社会に公表している。
明示	https://www.hgu.jp/about/frontier-spirit.html
	https://www.hgu.jp/about/mission.html
実施項目1-1②	説明
「卒業認定・学位授	各学部のアセスメント・プランに基づき 3 つのポリシー
与の方針」、「教育課	を踏まえ、適切性にかかる点検・評価並びに問題点の抽出
程編成・実施の方	と課題の検討を実施し、将来構想委員会において、前年度
針」及び「入学者受	からの変更点・改善点を報告し、他学部の優れた取り組み
入れの方針」の実質	を参考にするなどの工夫を行っている。
化	
実施項目1-13	説明
教学組織の権限と役	重要事項を調整・協議する協議会及び教授会、各種委員
割の明確化	会等により、階層的に機能、役割が分担されている。ま
	た、学長のリーダーシップが発揮されるよう、2名の副学
	長(総務担当、内部質保証担当)を置くとともに、学長室
	が設置されている。学長の方針等については、学部長や各
	種委員を通じて各学部教授会に伝えられ共有が図られてい
	る。
実施項目1-1④	説明
教職協働体制の確保	重要事項に関する学長提案を調整し、あわせてその運営
	に資するため、構成員を学長、副学長、学部長、学長が必
	要と認める者、事務部・部課長とする学長室会議を置き、
	松鳴りは同人とはそれとしている
	教職協同体制を推進している。
実施項目1-1⑤	教職協同体制を推進している。 説明
実施項目1-1⑤ 教職員の資質向上に	
	説明
教職員の資質向上に	説明 FD については、FD 委員会を中心に、教育内容や教育方
教職員の資質向上に 係る取組みの基本方	説明 FD については、FD 委員会を中心に、教育内容や教育方法の改善に向けた FD 活動に取り組んでいる。FD 委員会
教職員の資質向上に 係る取組みの基本方 針・年次計画の策定	説明 FD については、FD 委員会を中心に、教育内容や教育方法の改善に向けた FD 活動に取り組んでいる。FD 委員会は、全学教育という観点から広く大学教育の在り方につい
教職員の資質向上に 係る取組みの基本方 針・年次計画の策定	説明 FD については、FD 委員会を中心に、教育内容や教育方法の改善に向けた FD 活動に取り組んでいる。FD 委員会は、全学教育という観点から広く大学教育の在り方についての討論・情報交換を行い、新たな企画や提案を積極的に
教職員の資質向上に 係る取組みの基本方 針・年次計画の策定	説明 FD については、FD 委員会を中心に、教育内容や教育方法の改善に向けた FD 活動に取り組んでいる。FD 委員会は、全学教育という観点から広く大学教育の在り方についての討論・情報交換を行い、新たな企画や提案を積極的に発信し、教育改革を推進する役割を担っている。
教職員の資質向上に 係る取組みの基本方 針・年次計画の策定	説明 FD については、FD 委員会を中心に、教育内容や教育方法の改善に向けた FD 活動に取り組んでいる。FD 委員会は、全学教育という観点から広く大学教育の在り方についての討論・情報交換を行い、新たな企画や提案を積極的に発信し、教育改革を推進する役割を担っている。SD については、SD 委員会において「実施方針」を定
教職員の資質向上に 係る取組みの基本方 針・年次計画の策定	説明 FDについては、FD委員会を中心に、教育内容や教育方法の改善に向けたFD活動に取り組んでいる。FD委員会は、全学教育という観点から広く大学教育の在り方についての討論・情報交換を行い、新たな企画や提案を積極的に発信し、教育改革を推進する役割を担っている。SDについては、SD委員会において「実施方針」を定め、職場内のコミュニケーションを円滑にし、業務知識・技能の修得並びに業務遂行に対する意欲及び能力の向上を図るとともに、各部署・業務領域の機能を戦略的に検討、
教職員の資質向上に 係る取組みの基本方 針・年次計画の策定	説明 FD については、FD 委員会を中心に、教育内容や教育方法の改善に向けた FD 活動に取り組んでいる。FD 委員会は、全学教育という観点から広く大学教育の在り方についての討論・情報交換を行い、新たな企画や提案を積極的に発信し、教育改革を推進する役割を担っている。 SD については、SD 委員会において「実施方針」を定め、職場内のコミュニケーションを円滑にし、業務知識・技能の修得並びに業務遂行に対する意欲及び能力の向上を

原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目1-2①	説明
中期的な計画の策定方	大学及び北海学園の内外環境を踏まえて、計画・
針の明確化及び具体性	KPI・KGI をとりまとめた具体的な中期計画案を策定
のある計画の策定	し、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会において
	決定している。
実施項目1-2②	説明
計画実現のための進捗	単年度の事業計画において中期計画の内容を具体化
管理	し、その進捗状況を把握する。

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人	本学での研究成果を地域・社会に還元するため、公
材の育成	開講座やセミナー等の取り組みを充実させている。
	また、広く社会人に対し勉学の機会を提供するとと
	もに、社会人としての豊富な経験を在学生と共有する
	ことで、互いの学びに対する研鑽が図れることを期待
	して、社会人特別選抜を実施している。
実施項目 2 - 1 ②	説明
社会貢献・地域連携の	地域の課題に積極的に向き合い、協働してことにあ
推進	たるために、本学では、地域連携推進機構を設置して
	いる。HSFC(北海道未来創造スタートアップ育成
	相互支援ネットワーク)、札幌市地域連携プラットフォ
	ームに参加するとともに、包括連携協定などを締結し
	た自治体や企業と協力して、北海道の地域社会が直面
	する諸課題の解決に取り組んでいる。

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体制	本学への入学希望者、在学生を対象に「北海学園大学
の充実	要支援学生に関するガイドライン」を定め、修学上のア
	クセシビリティに関する支援の提供を目指すとともに、
	アクセシブルな修学環境を全学的に推進している。
	また、2020 年、新型コロナウイルスの感染拡大によ
	り大学生の生活スタイルが大きく変化したことをきっか
	けに、学生による学生のためのサポートチーム HGU SOS
	(Student Omoiyari Support)が発足した。大学の各部
	局、各学部の事務室などと連携しながら、学生同士だか
	らこそ分かる不安や悩みを学生目線でサポートしてい
	る。
	教職員については、一般事業主行動計画を策定し、本
	学で働くすべての女性教職員が、仕事と生活の調和を図
	りながら自身のキャリア形成できるよう、体制整備に努
	めている。
実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用の	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事1名、評議
配慮	員3名の女性を登用している。

原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-1①	説明
理事の人材確保方針の	理事の資格及び構成を寄附行為に定めている。
明確化及び選任過程の	選任については、寄附行為又は理事選任委員会運営
透明性の確保	規程に基づき、理事会又は理事選任委員会が候補者を
	審議し、評議員会の意見を聴いたうえで、適切に選任
	することで、その過程の透明性を確保している。
実施項目3-1②	説明
理事会運営の透明性の	理事会の役割及び理事の責務について寄附行為に定
確保及び評議員会との	め明確にするとともに、理事会・評議員会における協
協働体制の確立	議やそれぞれの職務等についても寄附行為に定め、適
	切に運営することで、協働体制を確立している。
	理事会は、理事長、専務理事及び設置校の長(理
	事)から、業務執行状況及び各学校の事業等について
	報告を受け、理事の業務について監督している。
実施項目3-13	説明
理事への情報提供・研	文部科学省からの情報や私立学校法等の法令改正に
修機会の充実	ついて、理事会において情報提供をするとともに、年
	1回程度研修会を実施している。

原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目3-2①	説明
監事及び会計監査人の	監事及び会計監査人については、職務及び選任等に
選任基準の明確化及び	ついて寄附行為に定め、理事会で候補者を審議し、評
選任過程の透明性の確	議員会の決議により選任することで、選任過程の透明
保	性を確保している。
実施項目3-2②	説明
監事、会計監査人及び	監査を実施するために必要な事項を監事監査規程及
内部監査室等の連携	び内部監査規程に定め、同規程に基づき監査計画を策
	定している。
	監事、会計監査人及び内部監査室の定期的な意見交
	換の場を設け、連携を図っている。
実施項目3-2③	説明
監事への情報提供・研	年1回程度研修会を実施しているほか、文部科学省
修機会の充実	主催の監事研修会に参加している。

原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目3-3①	説明
評議員の選任方法や属	評議員の属性や構成割合、資格等を寄附行為に定め
性・構成割合について	ている。
の考え方の明確化及び	選任については、寄附行為に基づき、理事会で評議
選任過程の透明性の確	員候補者を審議し、評議員会の決議又は評議員会の審
保	議を経た理事会の決議により選任することで、その過
	程の透明性を確保している。
実施項目3-3②	説明
評議員会運営の透明性	評議員会の招集や決議事項、評議員の責務並びに理
の確保及び理事会との	事会及び評議員会における協議やそれぞれの職務等に
協働体制の確立	ついて寄附行為に定め、適切に運営することで、協働
	体制を確立している。
実施項目3-3③	説明
評議員への情報提供・	文部科学省からの情報や私立学校法等の法令改正に
研修機会の充実	ついて、評議員会において情報提供をするとともに、
	年1回程度研修会を実施している。

原則3-4 危機管理体制の確立

実施項目3-4①	説明
危機管理マニュアルの	危機管理規程を定め、理事長を危機管理最高責任者
整備及び事業継続計画	とする危機管理委員会を設置し、リスク管理体制を整
の策定・活用	えている。また、同委員会により BCP を策定し、災害時
	の事業継続と早期復旧に備えている。
	本学ウェブサイトに「防災 Plus」ページを作成し、
	防災についての意識付けを図っている。また、インタ
	ーネット環境が使えない時に備え、全学生及び教職員
	に「災害時対応マニュアル」を配布している。
実施項目3-4②	説明
法令等遵守のための体	コンプライアンス規程を定め、役員及び教職員等が
制整備	法令、寄附行為及び諸規程を遵守するよう取り組むと
	ともに、公益通報等に関する規程を定め、内部通報窓
	口を設置する等、内部通報体制を整備している。

原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目4-1①	説明
情報公開推進のための	学校法人としての公共性に鑑み、社会に対する説明
方針の策定	責任を果たすため、「情報公開に関する規程」を定め、
	法人ウェブサイト及び大学ウェブサイトにおいて学園
	が保有している情報を公表している。
実施項目4-1②	説明
ステークホルダーへの	本学ウェブサイトでは、サイトの使いやすさの維
理解促進のための公開	持・向上はもちろん、より一層、多くの情報を提供で
の工夫	きるように努めており、大学のスマートフォン・サイ
	トを使いやすさの観点から評価する、株式会社日経 BP
	コンサルティングによる「大学スマホ・サイト ユーザ
	ビリティ調査 2024-2025」において、昨年に引き続き
	〔総合ランキング〕で全国第2位を獲得した。
	また、決算報告では用語解説等を付すなど説明方法
	を工夫し、幅広いステークホルダーに本学の概要を理
	解していただけるよう努めている。

Ⅱ-Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明